

岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第1項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置
別表のとおり
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
さわら流網漁業：令和8年2月20日から令和8年3月31日まで
上記以外の漁業：令和8年2月20日から令和8年3月20日まで

別表

県名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
香川県 (東部地区)	さし網漁業 さわら流網漁業	玉野市地先海面 ただし、銚立地先海面を除く。	5月1日から 7月31日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	3	令和8年度岡山・香川連合海区入会協定に参加している者であること
香川県 (中部地区)	小型機船底びき網漁業 手繰第2種漁業 えびこぎ網漁業	倉敷市児島地先海面	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット 以下	58	令和8年度岡山・香川連合海区入会協定に参加している者であること
		倉敷市児島地先海面	1月1日から 12月31日まで			18	
		玉野市日比地先海面	9月1日から 10月31日まで				
	さし網漁業 さわら流網漁業	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島灘	5月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	19	
		倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、手島甚平鼻から番所鼻見通し線以西北木島間の岡山県海面	5月1日から 11月30日まで			4	
	はえなわ漁業 はえなわ漁業	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 ただし、島と島の間を除く。	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	7	
		玉野市、倉敷市児島地先海面	1月1日から 12月31日まで			70	
	まさえ釣漁業 まさえ釣漁業	倉敷市児島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	5	
		玉野市地先海面 ただし、旧東児町地先海面を除く。	1月1日から 12月31日まで			7	
		玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	1月1日から 12月31日まで			1	
香川県 (西部地区)	さし網漁業 さわら流網漁業	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面	5月1日から 7月31日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	2	令和8年度岡山・香川連合海区入会協定に参加している者であること